

## 申請に対する処分の審査基準（行政手続条例）

担当部署:建設部道路管理課 No.012

処 分 名	公共物使用料の減免
処 分 の 概 要	市長は、条例第 13 条第 2 項の規定により使用料の減額又は免除をすることができます。
根拠条例等・条項	春日部市公共物管理条例（平成 17 年条例第 139 号）第 13 条 春日部市公共物管理条例施行規則（平成 17 年規則第 56 号）第 8 条、第 9 条
審 査 基 準	準用する春日部市道路占用規則（平成 17 年規則第 158 号）第 9 条の 2 に規定する別表で言いつくされているため、設定しません。
標準処理期間	20 日（休日は含まない）
設定年月日	平成 26 年 4 月 1 日
申請時期	公共物使用許可を受けた後、遅滞なく
申請方法	本庁 4 階道路管理課窓口への提出
備 考	

根拠条例及び  
関係例規等の抜粋

■春日部市公共物管理条例

(使用料等)

第 13 条 許可を受けた者は、春日部市道路占用料徴収条例（平成 17 年条例第 138 号。以下「占用料徴収条例」という。）の例により算定した額を、使用料として納付しなければならない。

2 使用料の減免及び徴収方法については、占用料徴収条例第 4 条及び第 5 条の規定を準用する。この場合において、同条例第 4 条中「占用料」とあるのは「使用料」と、「占用」とあるのは「使用」と、同条例第 5 条中「占用料」とあるのは「使用料」と、「占用期間」とあるのは「許可の期間」と読み替えるものとする。

■春日部市公共物管理条例施行規則

(使用料の減免申請)

第 8 条 条例第 13 条第 2 項の規定により使用料の減額又は免除を受けようとする者は、公共物使用料減額（免除）申請書（様式第 6 号）を市長に提出しなければならない。

(使用料の減免基準)

第 9 条 条例第 13 条第 2 項の規定による使用料の減免の基準は、春日部市道路占用規則（平成 17 年規則第 158 号）第 9 条の 2 の規定を準用する。この場合において、同条中「占用料」とあるのは「使用料」と、同条に規定する別表中「占用」とあるのは「使用」と読み替えるものとする。

■春日部市道路占用規則

(占用料の減免申請)

第 9 条 占用料の減額又は免除を受けようとする者は、法第 32 条第 1 項又は第 3 項の規定による許可を受けた後、遅滞なく道路占用料減額（免除）申請書（様式第 4 号）を市長に提出しなければならない。

(減免基準)

第 9 条の 2 条例第 4 条に規定する占用料の減免の基準は、別表のとおりとする。